

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成30年4月1日

黒部市長 堀内康男

- 1 随意契約に係る役務名
宇奈月小学校通学トイレ（浦山駅）清掃管理委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
教育委員会事務局学校教育課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 公益社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
69,456円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、社会福祉法人くろべ福祉会から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成30年4月1日

黒部市長 堀内康男

- 1 随意契約に係る役務名
宇奈月温泉地区公衆トイレ管理業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
都市建設部街路公園課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
市〇〇 〇〇
- 5 契約金額
〇〇
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成30年4月6日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
期日前投票所立会人事務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
総務企画部総務課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年4月6日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
1日1時間につき800円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成30年4月26日

黒部市長 大野久芳

- 1 随意契約に係る役務名
黒部川・高橋川・仁助川・黒瀬川・吉田川・大谷ダム・布施川ダム周辺維持管理業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
都市建設部建設課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年4月26日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
5,700,000円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成30年6月15日

黒部市長 大野久芳

- 1 随意契約に係る役務名
生地特定公共賃貸住宅緑地剪定作業委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
都市建設部 都市政策課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年6月15日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
101,266円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成30年6月25日

黒部市長 大野久芳

- 1 随意契約に係る役務名
浦山市営住宅緑地剪定作業委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
都市建設部 都市政策課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年6月25日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
86,761円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成30年6月15日

黒部市長 大野久芳

- 1 随意契約に係る役務名
中新市営住宅緑地剪定作業委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
都市建設部 都市政策課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年6月15日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
87,827円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成30年6月18日

黒部市長 大野久芳

- 1 随意契約に係る役務名
堀切市営住宅緑地剪定作業委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
都市建設部 都市政策課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年6月18日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
67,500円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成30年6月25日

黒部市長 大野久芳

- 1 随意契約に係る役務名
ハイムけいやⅠⅡ緑地剪定作業委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
都市建設部 都市政策課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年6月25日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
83,218円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。